

### 3-3 砂川都市計画の方針

#### 3-3-1 将来人口

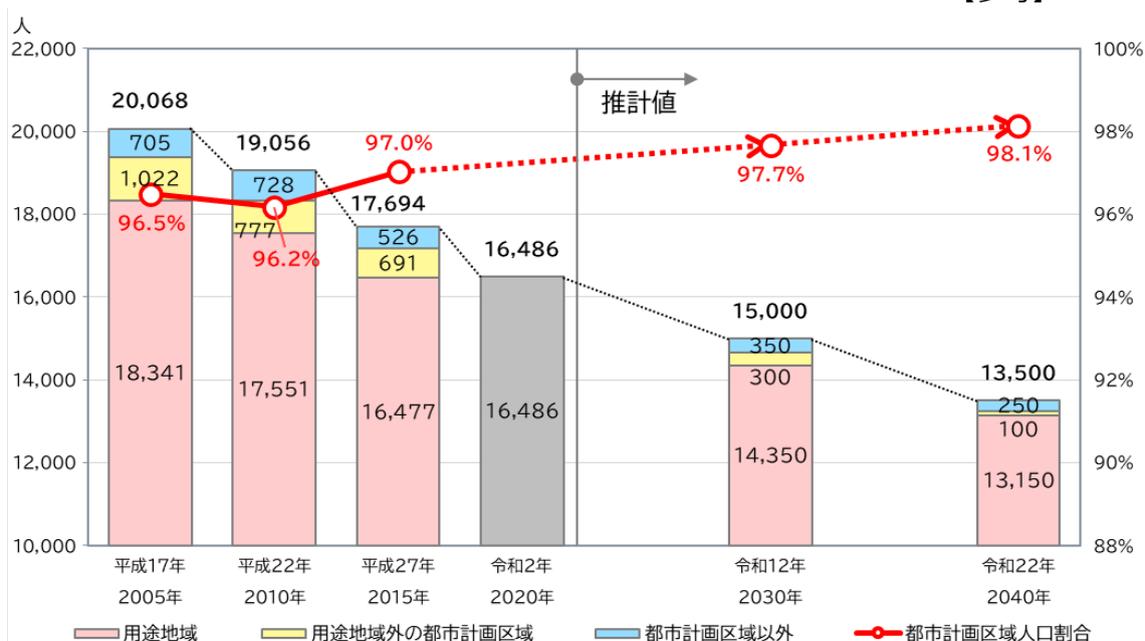
砂川市第7期総合計画では国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠し、合計特殊出生率<sup>27</sup>の上昇や社会減の抑制に取り組むことを考慮し、独自の推計を行っています。

都市計画マスタープランの計画対象区域内の将来人口は、砂川市第7期総合計画の将来人口とあわせ、令和12年15,000人と設定、これを基本に都市計画人口、用途地域人口を設定することとします。

都市計画区域、用途地域の人口は、国勢調査人口を基本に総人口に占める割合（集中率）の経年変化から設定することとします。

		平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和12年 2030年	【参考】 令和22年 2040年
都市計画 区域	人口	19,363	18,328	17,168		14,650	13,250
	割合	96.5%	96.2%	97.0%		97.7%	98.1%
用途地域	人口	18,341	17,551	16,477		14,350	13,150
	割合	91.4%	92.1%	93.1%		95.7%	97.4%
都市計画 区域外	人口	705	728	526		350	250
	割合	3.5%	3.8%	3.0%		2.3%	1.9%
合計		20,068	19,056	17,694	16,486	15,000	13,500
国立社会保障・人口問題研究所の推計値（2018（平成30）年推計）						令和12年 2030年	令和22年 2040年
						13,176	10,310
砂川市第7期総合計画独自推計人口						14,904	13,242
砂川市第7期総合計画目標人口						15,000	-

【参考】



27：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

### 3-3-2 土地利用の方針

将来の都市計画人口、用途地域人口の増加は今後も望めない状況となっており、砂川市第7期総合計画で示す土地利用の考え方と整合性を図り、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図り、地域の自然的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図れるよう、総合的かつ計画的な土地利用を検討していきます。

都市地域においては、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応するとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、市街地における公共施設や商業施設などの都市機能の集約、未利用地などの有効活用を図り、コンパクトな内部充実型のまちづくりをめざした土地利用を検討していきます。

#### (1) 都市計画区域等の設定

人口動態や農業・森林地域の保全の観点から、都市計画区域の拡大は想定しないことを基本とします。

#### (2) 将来市街地の設定

本計画の将来市街地（用途地域）は、人口が減少していることから、原則として現在の用途地域の規模（面積 1,159.4ha）を維持することとします。

また、用途地域の境界部、災害の恐れが高い箇所等については、土地利用の動向や社会情勢の変化に応じて、部分的に用途地域の見直しを検討します。

### (3) 市街地ゾーンの土地利用区分の設定

用途地域内等の適正な都市的土地利用を推進するため、市街地ゾーンの土地利用を次のとおり区分・配置し、用途地域、特定用途制限地域、特別用途地区、地区計画<sup>28</sup>などの指定により、土地利用の計画的な誘導を図ります。

#### ① 専用住宅地

市街地の東側では、丘陵地に配置し、周辺環境と調和した、地区の個性を活かした緑豊かで魅力的な住宅地環境の保全・形成を図ります。

市街地の西側では、公営住宅等の中低層住宅を主体とし、オープンスペースが適切に確保された良好な住宅地の形成を図ります。

#### ② 高度利用住宅地

JR 砂川駅東側（駅東部地区）は、公営住宅や交流施設（地域交流センター）による、利便性の高いまちなか居住の推進を図ります。

#### ③ 一般住宅地

市街地中央部などに配置し、一定程度の生活利便施設の立地による利便性の向上と良好な住環境の保全の調和が図られた住宅の形成をめざします。

#### ④ 沿道商業業務地

沿道商業業務地は、北光地区及び中心商業業務地南側の国道 12 号周辺に配置し、背後地の住宅地や道路利用者の利便性の向上を図ります。

#### ⑤ 中心商業業務地

JR 砂川駅前を中心とする地区に配置し、商業業務施設や生活利便施設等の立地による利便性の向上、魅力的な都市空間の形成を図ります。

#### ⑥ 工業地

既存市街地内にかねて存在する、建材、コンクリート工場、変電所等の工業系施設周辺は、引き続き一般工業地として土地利用を図ります。

#### ⑦ 流通業務地

国道 12 号沿道に交通利便性の高さを生かした流通業務施設や沿道型工業施設を配置します。

#### ⑧ 専用工業地

豊沼地区、道央砂川工業団地に専用工業地を配置し、国道 12 号や北海道縦貫自動車道奈井江砂川インターチェンジ及び砂川 S A スマートインターチェンジに近接する利便性を生かした土地利用の維持、増進を図ります。

#### ⑨ その他（①～⑧以外）

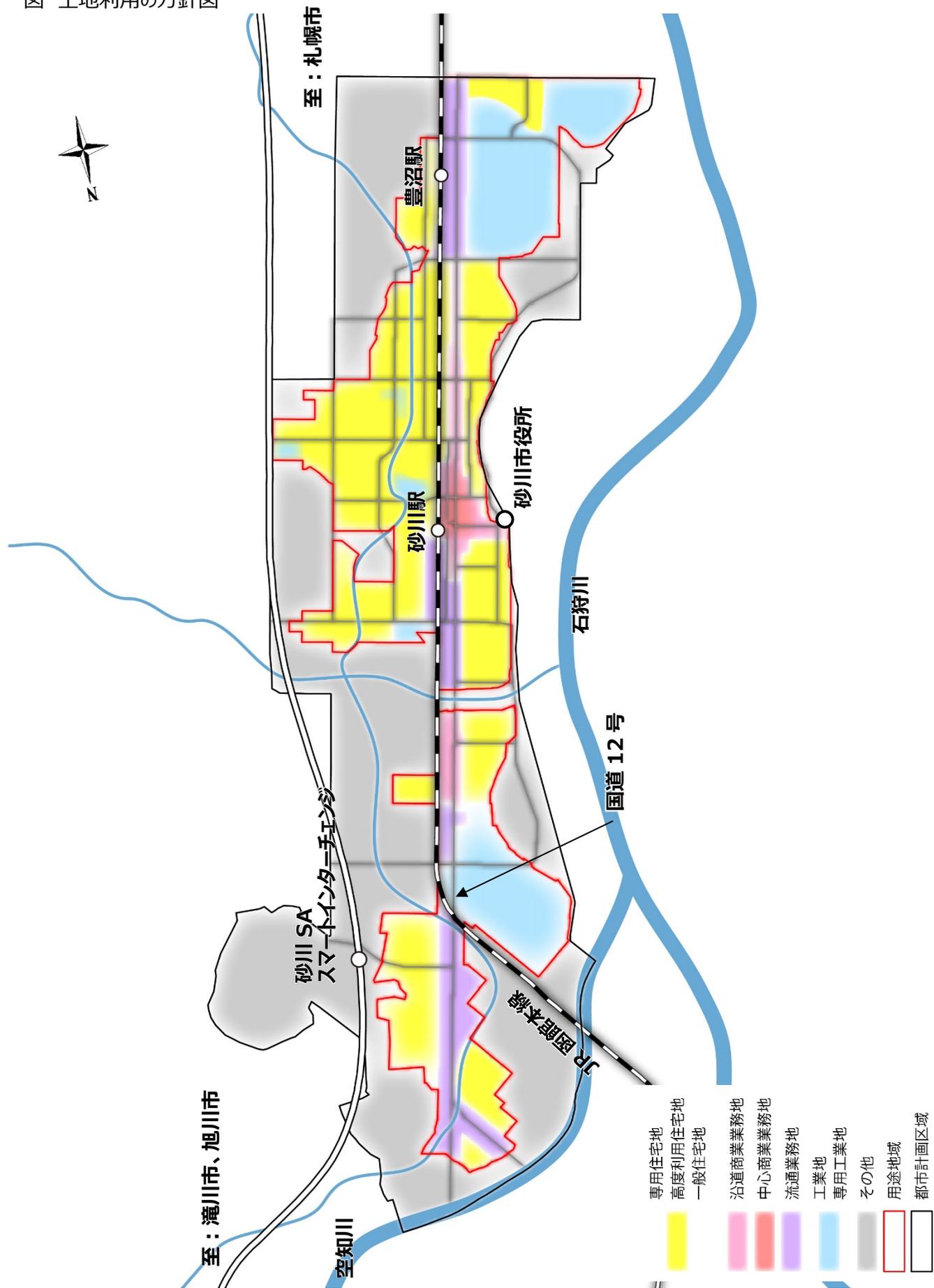
都市計画区域内の①～⑧以外の地域では、優良な農地や森林の保全を図ります。

農林業との調整を図った秩序ある土地利用を図るため、特定用途制限地域などを検討します。

計画期間内に、市内全域において、市立小中学校の統廃合を予定することから、既に存在している低・未利用地も含めた、学校跡地等の広大な土地を中心とした地域の、土地利用の見直しを検討します。

28：比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画のことです。

図 土地利用の方針図



### 3-3-3 交通施設の整備方針

#### (1) 広域交通網の整備方針

本市を縦貫する「北海道縦貫自動車道」と「国道 12 号」は、北海道の中心都市である札幌と道北圏及び道東圏を結ぶ主要幹線道路となっており、都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークを担っています。

引き続き、広域的な交通や物流の増加に対応するため、国道 12 号を中心とした国道と道道による道路網の良好な交通環境の整備を推進します。

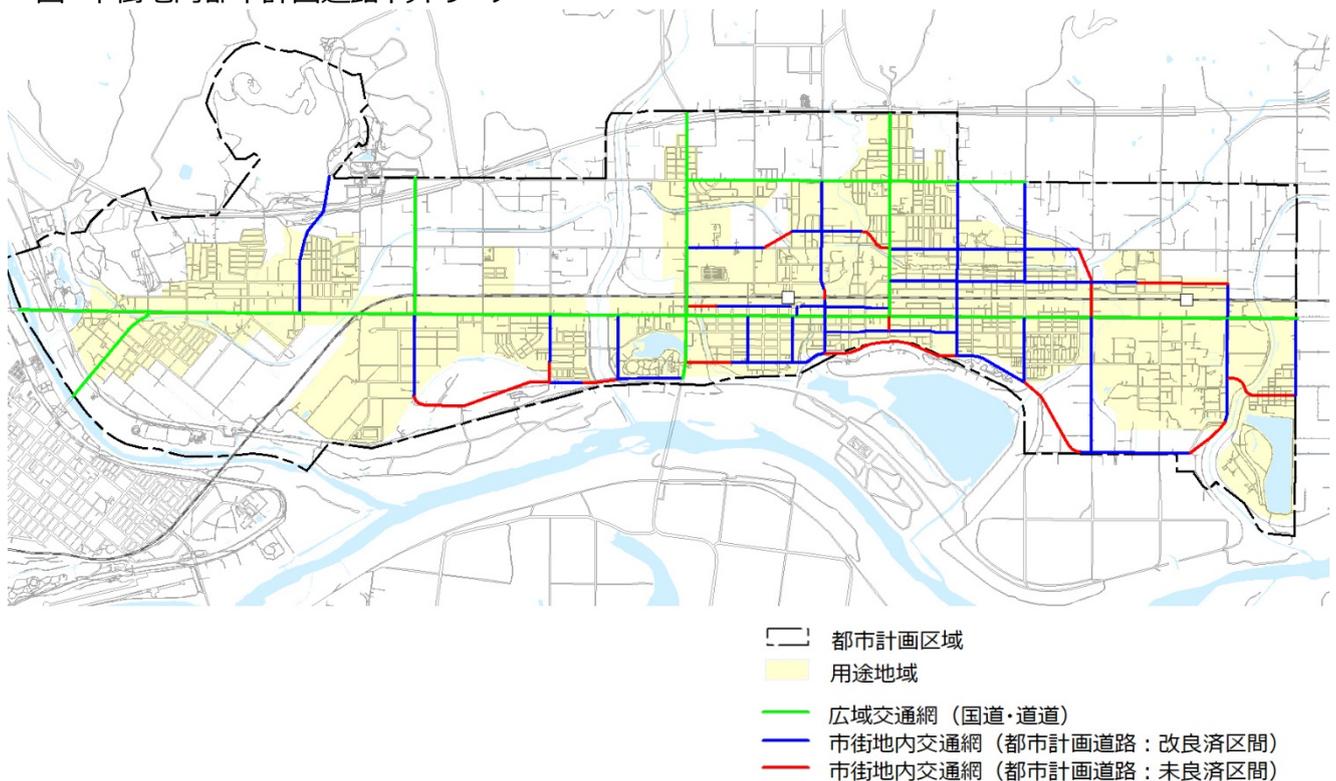
#### (2) 市街地内交通網の整備方針

広域交通網と接続する主な市道は、広域交通網と接続し、市民生活と産業活動の基礎となる重要な都市施設であることから、整備済の路線は幹線道路として維持に努めます。

また、整備が長期未着手の都市計画道路については、道路交通量の予測や計画の必要性及び事業の実現性等を総合的に点検・検証し、土地利用の動向を踏まえ、都市計画の見直しを検討します。

その他の市道は、市民生活の基盤となる生活道路として、整備を推進してきましたが、引き続き、幹線道路と共にネットワークの維持に努めます。

図 市街地内都市計画道路ネットワーク



### (3) 人にやさしい交通環境づくりの方針

歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するため、歩道や路側帯の適切な幅員確保や、移動手段が制約される交通弱者に配慮したバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した道路づくりを進めます。

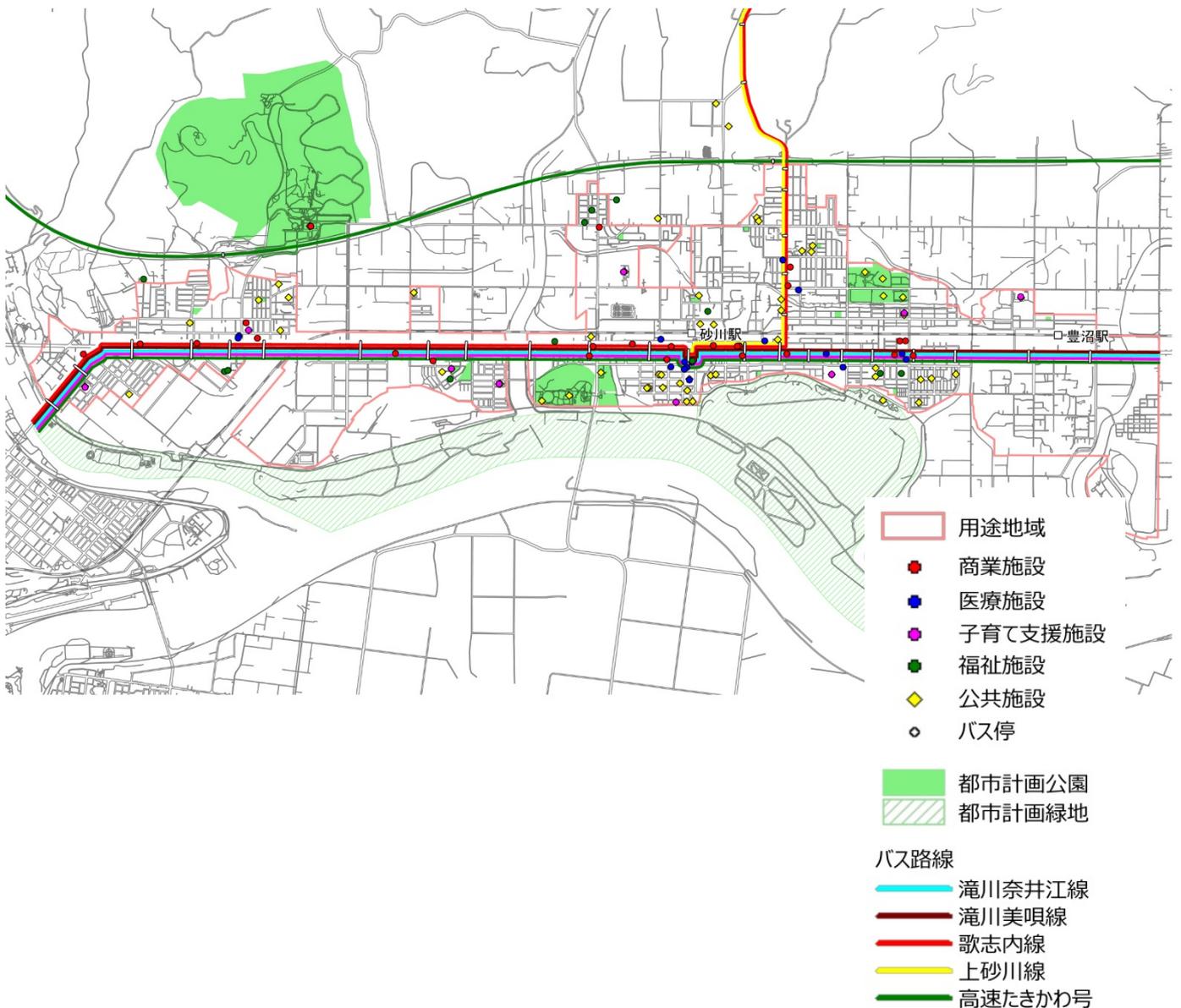
バス路線は、高速たきかわ号を除き 5 路線で、国道 12 号と主要道道芦別砂川線を通り、周辺市町へ行く路線が多く、すべての路線で砂川市立病院に停まります。

公共交通の利用促進のため、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進めます。

まちなかの賑わいを推進し、ウォーカブル<sup>29</sup>なまちづくりのため、中心市街地の歩道の再整備に取り組みます。

また、平成 27 年 10 月より運行開始の「砂川市予約型乗合タクシー」の維持確保、利用促進に向けた利便性の向上と情報発信に努めます。

図 砂川市内のバス路線網（令和 3 年時点）



### 3-3-4 公園・緑地、都市景観施設の整備方針

#### (1) 公園・緑地に関する基本方針

緑地は、南北に細長い市街地を挟み込むように東部に展開する石山一帯の樹林地及び西側外縁部を南北に流れる石狩川や空知川、市街地の中央を流れるペンケ歌志内川及びパンケ歌志内川の河川空間、北海幹線用水路を骨格とし形成されています。

この緑地の形態に応じて、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努めます。

市民一人あたりの公園・緑地量は約 226.79 m<sup>2</sup>（令和 2 年末の都市計画区域内）となっており、他市町と比べ量が多いものの今後の人口減少を見据え、人口動態や誘致距離<sup>30</sup>等を勘案して街区公園の配置（集約・再編）を検討します。また、都市公園は、長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進めます。

表 緑地系統ごとの配置方針

緑地系統	配置方針
環境保全系統の緑地の配置方針	・良好な自然環境を保全する緑地として、石山樹林地及び空知太樹林地、石狩川、空知川及びペンケ歌志内川の河川緑地、JR 函館本線沿線の樹林地、市街地周辺に広がる農地、石山公園、石狩川水系砂川緑地（オアシスパーク）、北光公園、北海幹線用水路及び道央砂川工業団地周辺の緑地を配置します。
レクリエーション系統の緑地の配置方針	・日常圏的なレクリエーション活動に対処するため、街区公園及び近隣公園を人口動向や緑地バランスに配慮しつつ、適正に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処するため、石山公園、石狩川水系砂川緑地及びオアシスパーク、北光公園及び日の出公園を配置します。
防災系統の緑地の配置方針	・災害時における避難地及び防災拠点として、北光公園、日の出公園を配置するとともに、災害時の遮断空間として、石狩川、空知川及びパンケ歌志内川等の河川緑地、北海幹線用水路、道央砂川工業団地の緑地の保全を図ります。 ・JR 函館本線沿線の樹林地の保全を管理者と調整します。 ・街路樹は、適正な管理を図ります。
景観構成系統の緑地の配置方針	・自然景観地として、石山樹林地及び空知太樹林地及び北吉野樹林地を配置し、良好な水辺景観地として、石狩川、空知川及びペンケ歌志内川の河川緑地、北光公園、石狩川水系砂川緑地及び北海幹線用水路を配置します。

#### (2) 都市緑化・都市景観形成の方針

##### ① 都市緑化の推進方針

昭和 49 年の緑化都市宣言以来、豊かな自然に囲まれた環境を保全し、公園の中に都市がある「緑あふれる公園都市」の実現のため、市街地の積極的な緑化を推進して参りました。

引き続き、都市にうるおいやすらぎをあたえる空間としての緑地や緑化施設の機能維持のため、樹木の成長に対応した管理を実施します。また、「砂川市花いっぱい運動」などの市民活動を推進します。

##### ② 都市景観の形成方針

都市の景観は、その都市の文化、歴史、環境などを表すものとして都市づくりでの重要度が増してきており、「砂川らしいまちづくり」を進めるため、「北海道景観計画」の方針に即しつつ、市街地の背景となる自然環境の保全、水辺景観の保全、街並み景観の創出を進めます。



### 3-3-5 河川の整備方針

#### (1) 石狩川・空知川・パンケ歌志内川・パンケ歌志内川・石山川

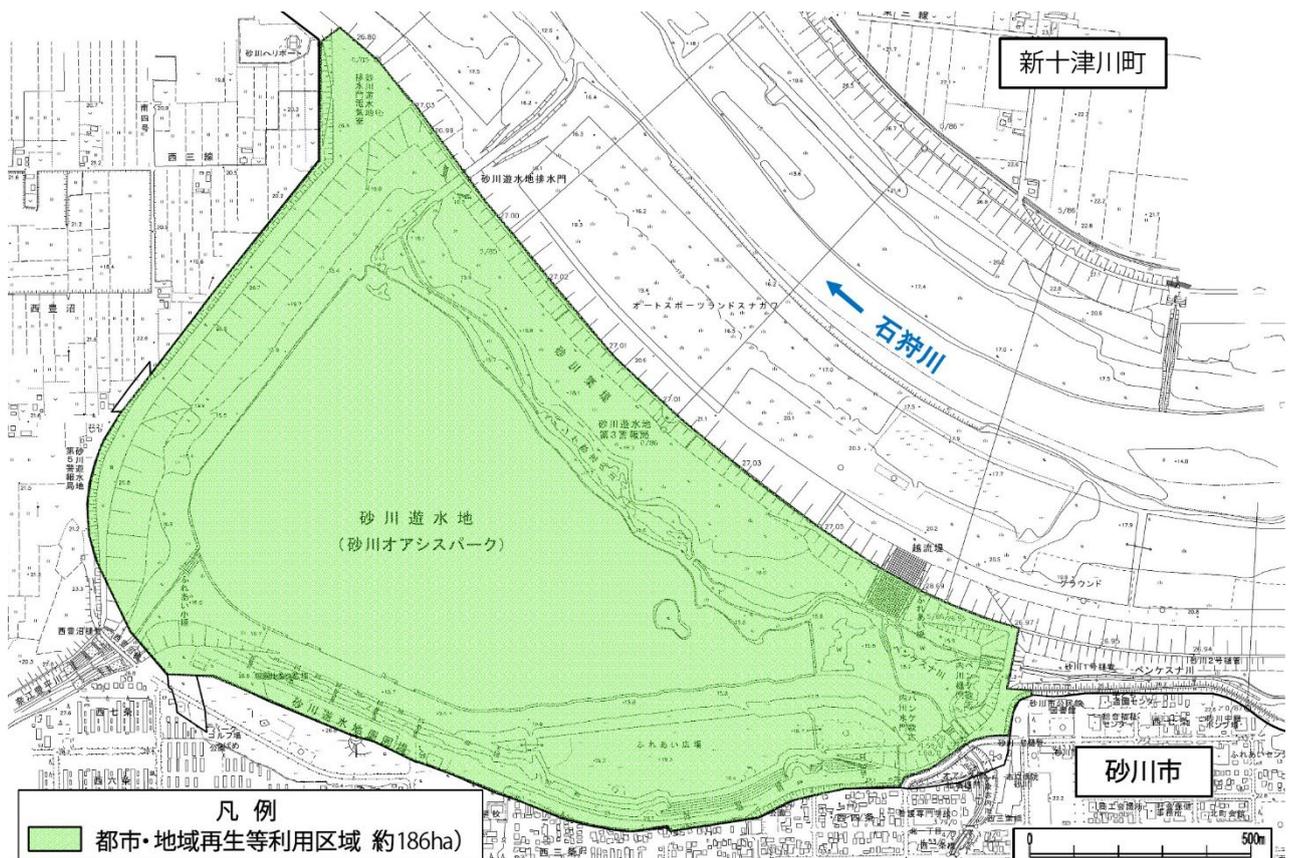
一級河川石狩川水系 石狩川、空知川、パンケ歌志内川、パンケ歌志内川、石山川の整備に関しては、流域治水<sup>31</sup>の観点から、河川管理者である国や北海道と調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努めます。

また、これらの上流域の普通河川についても、必要に応じて総合的な治水対策等に努めます。

#### (2) オアシスパーク

砂川遊水地は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（都市地域再生等利用区域）として指定されており、「砂川地区かわまちづくり」計画の登録を受け、アウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間として親水護岸や管理用通路等の整備を行うとともに、民間事業者等による営業活動を可能とし、砂川のスイーツや観光情報の発信拠点としての整備を行っていきます。

図 都市・地域再生等利用区域



31 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

図 砂川地区かわまちづくり

すな がわ  
**「砂川地区かわまちづくり」** (国土交通省、砂川市)  
 すながわし

市町村名： 北海道 砂川市  
 対象河川： いしかりがわ 石狩川水系 石狩川

### 1. 概要

砂川市では、情報発信による観光振興や市街地回遊への誘導、地域ブランド「すながわスイーツ」の育成・強化、インバウンドにも対応した広域的観光事業を推進しています。

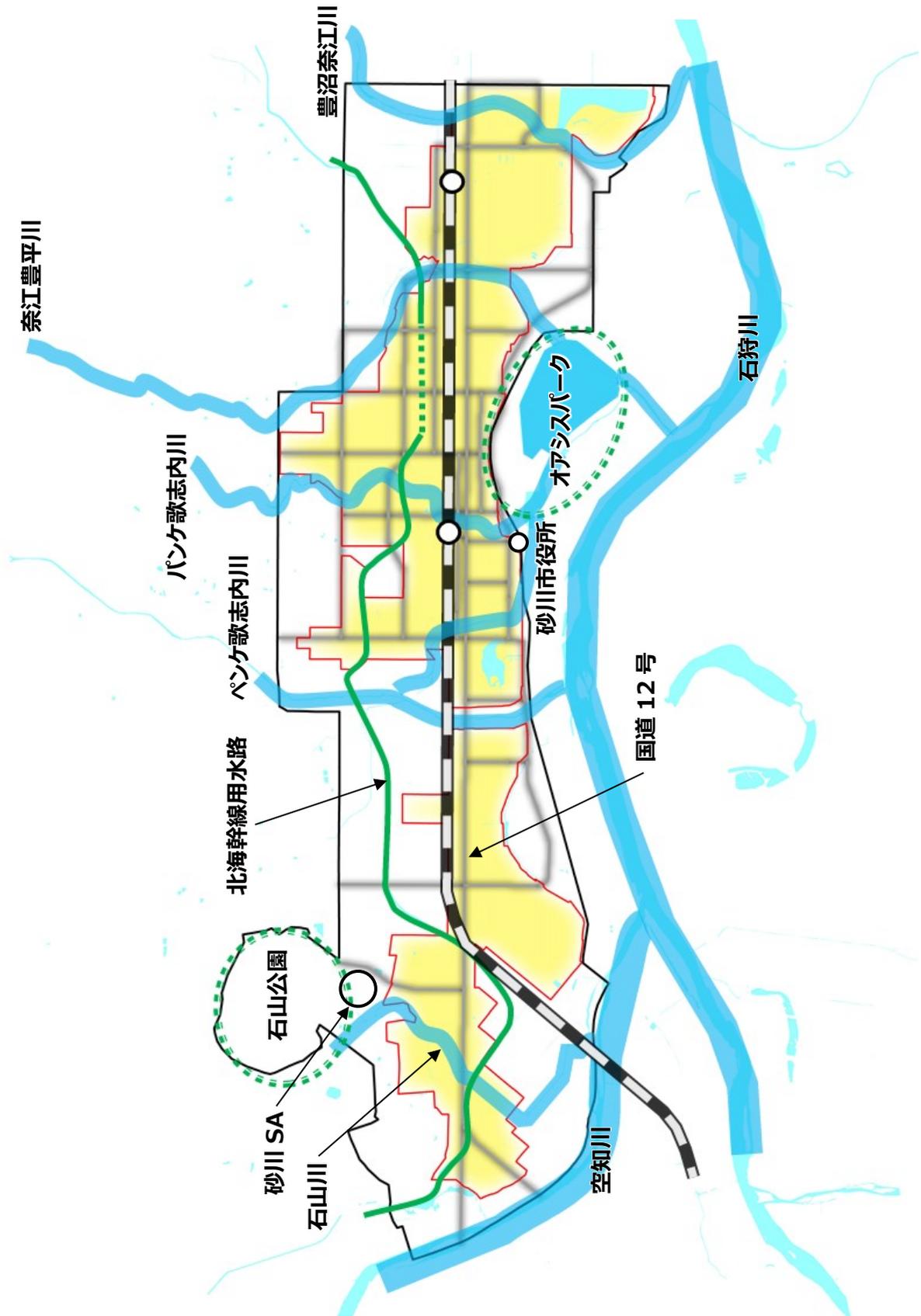
本計画は、砂川オアシスパーク(砂川遊水地)を活用するため、よりアウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間として親水護岸や管理用通路等の整備を行うとともに、ウォーターヒルズスクエアを都市・地域再生等利用区域に指定することによって、民間事業者等による営業活動を可能とし、砂川のスイーツや観光情報の発信拠点として整備します。

### 2. 整備内容

- (国) 高水敷整正、親水護岸、管理用通路 等
- (市) 公園施設整備 等



図 河川の方針図



### 3-3-6 住環境の整備方針

#### (1) 住宅・宅地の方針

本市は人口・世帯の減少や少子高齢化が進行しており、住まいや住環境を取り巻く状況は変化しています。

世帯規模や住まい方に応じた、誰もが安全に安心して暮らせる住生活の実現に向けて「砂川市住生活基本計画」、「砂川市耐震改修促進計画」、「砂川市空家等対策計画」などの計画や施策が取り組まれており、引き続き、これらの計画に即しながら進めていきます。

#### 砂川市住生活基本計画

##### 基本理念

『安心して心豊かにいきいき輝くまち』 ～安心・心豊か・いきいきをつなげる住まい・住環境づくり～

##### 基本目標

- 1 移住定住促進とまちなかの活力を生み出す住まい・住環境づくり
- 2 誰もが安全・安心に暮らせる住まい・住環境づくり
- 3 環境との共生に配慮した住まい・住環境づくり

##### 推進方策・推進施策

###### ① 移住定住促進に向けた住環境づくり

- ①-1. U・Iターンや若年就労層、子育て世帯の移住定住促進に向けた情報提供・相談対応の充実
- ①-2. 移住定住促進と地元企業の受注拡大に寄与する支援事業の充実
- ①-3. 移住定住の促進、及び住宅規模と世帯構成のミスマッチ解消に向けた住み替え支援の推進
- ①-4. 空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進
- ①-5. 多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅等のストック形成の促進

###### ② 住み慣れた住宅で長く安心して暮らし続けられる住まいづくり

- ②-1. 住宅におけるユニバーサルデザインの視点に立った取り組みの推進
- ②-2. 住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実
- ②-3. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実
- ②-4. ユーザーサービスの向上、地域の技術力向上、人材育成につながる支援の充実

###### ③ 子どもから高齢者・障がい者まで誰もが安全・安心に暮らせる住まい・住環境づくり

- ③-1. 「福祉サービスの提供」と「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」による安心居住の推進
- ③-2. 福祉と建築の制度間の連携による、高齢者・障がい者に対応する住宅改修支援の継続
- ③-3. 家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替えできる仕組みづくり
- ③-4. 高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進
- ③-5. 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援
- ③-6. 子育て支援や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進
- ③-7. 誰もが安全・安心に利用できて、ふれあい・交流が生まれる広場・緑地等の推進

###### ④ まちなか居住の推進に向けた住まい・住環境づくり

- ④-1. まちなか居住に寄与する事業の継続と住情報提供事業の充実
- ④-2. まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進
- ④-3. まちなかのにぎわいとるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援

###### ⑤ 環境重視型社会に配慮した住まい・住環境づくり

- ⑤-1. 管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進
- ⑤-2. 建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続
- ⑤-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知と指導の継続
- ⑤-4. 長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続

###### ⑥ 公営住宅の長寿命化の推進と良質なストック形成

- ⑥-1. 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理

## **(2) 公営住宅等の整備方針**

「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等の長寿命化と既存ストックの良質化のための適切な維持管理・改善事業を行い、誰もが安全・安心に暮らすことができる公営住宅等のストック形成を図り、快適な居住環境の向上に努めます。

## **(3) 上水道の方針**

「中空知広域水道企業団水道事業ビジョン」に基づき、安定して安全で安心な水道水の供給に努めます。

施設の点検及び修繕を計画的に行うことで延命化を図り、更新費用を抑制しながら適切な施設の維持管理を行います。

また、人口減少に伴い、水需要についても減少することが予想されるため、ダウンサイジング及びスペックダウンを考慮した効率的な施設配置をめざします。

## **(4) 下水道の方針**

本市の下水道普及率は、令和 2 年末時点で 93.9%と高水準に位置しておりますが、今後急速に施設の老朽化が進行することが見込まれています。

下水道施設の維持管理を最適化し、整備事業についても費用対効果を勘案し、「砂川市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的かつ効率的に事業を実施し、石狩川流域下水道と整合を図り、持続可能な事業運営や良質な下水道サービスを継続し、普及率の向上に努めます。

## **(5) 広域的なゴミ処理体制**

環境重視型社会に対応し、人と自然が共生し、環境負荷を最小限に抑制していくという観点から、広域的なゴミ処理体制の充実に努めます。

本市の廃棄物処理は、「砂川市一般廃棄物処理基本計画」、「中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画」及び「北海道循環型社会形成推進基本計画」に基づき適正処理に努めます。また、平成 15 年より稼働している砂川地区保健衛生組合が運営する「クリーンプラザくるくる」が廃棄物中間処理を行っており、現有施設の適正管理・健全運用に努めます。

### 3-3-7 その他都市施設等の整備方針

#### (1) 公共施設等の方針

公共施設等は、都市生活を支える上で住民生活に欠かせない施設ですが、人口減少等の状況を踏まえ効果的・効率的に管理していくことが求められるため、公共施設等は、「砂川市公共施設等総合管理計画」による方針に基づき、管理を行います。

また、公共施設等の整備に際しては、再生可能エネルギー<sup>32</sup>設備の導入などを検討し、脱炭素社会実現に向けた取り組みを進めます。

砂川市公共施設等総合管理計画における建築系公共施設の具体的な取り組み

##### ①施設の統廃合及び複合化

人口の減少、人口構造の変化及び財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しながら、統廃合や複合化などにより、施設総量（総床面積）の適正化に努めます。

##### ②新規施設整備の抑制

新規の整備は、原則控えることとし、適正な維持管理を行い、既存施設の有効利用に努め、新築が必要となる場合は、費用対効果や地域の活性化等を考慮して整備します。

##### ③施設の更新

施設を更新する際は、構造別耐用年数を基準として、施設の老朽状況や耐震性の有無、更新することで可能となる市民サービスの向上、改修する場合と更新する場合のライフサイクルコストの比較、事業費の財源確保など、施設の利用者等との協議を行いながら、多角的な視点を整備計画に盛り込むこととします。

##### ④安全の確保

廃止した施設で売却・貸付などが見込めず、老朽化によって周囲に危険や悪影響を及ぼす施設は、早期に除却することを基本とします。また、未利用資産は、早期の売却等に努めます。

##### ⑤定期的な点検・診断等の実施

定期的な点検・診断等により劣化状況等を確認するとともに、今後必要となる修繕・改修時期やコスト等を把握します。

##### ⑥維持管理・修繕等

これまでの「壊れてからの修繕（事後保全）」から「計画的な修繕（予防保全）」へ転換するため、大規模改修の実施時期について、構造別耐用年数を基準とすることで、施設の長寿命化を図るとともに、修繕時期の集中化を避け、歳出の平準化に努めます。また、既に長寿命化計画を策定している施設については、個別の計画に沿った維持保全、修繕等を実施し、施設の長寿命化に努めます。

なお、木造以外の建替周期は大規模改修を経て60年としています。建替周期を迎えた時点で施設の診断を行い、さらに使用が可能であれば大規模改修を実施することで、80年まで長期使用し、コストを削減することが可能か検討します。

##### ⑦官民協働の推進

指定管理者制度<sup>33</sup>や管理委託の継続実施、その他民間活力を取り入れた手法を視野に入れ、施設の機能を維持・向上させつつ、管理運営コストの縮減等に努めます。

### 3-3-8 都市防災の方針

#### (1) 災害予防対策の推進方針

近年、我が国では大規模な地震や集中豪雨などの自然災害が相次いでいますが、本市においても石狩川や空知川などの大河が市街地に隣接し、過去に台風・集中豪雨によって河川が氾濫した水害を経験しています。

これらのことを踏まえ、地震・水害・火災等の災害から市民の生命・財産を守り、安全で安心して都市生活が営めるよう「砂川市地域防災計画」に基づき、自然災害による被害の未然防止や火災時における延焼防止など、いつ起きるかわからない災害への防災・減災対策を国や北海道とともに講じていきます。

表 想定される災害

種別	把握箇所
水害警戒区域	39
重要水防箇所	29
北海道管理河川	10
土砂災害警戒区域	34
地すべり	1
急傾斜地の崩壊	17
土石流	16
土砂災害特別警戒区域	21
山地災害危険地区	35
山腹崩壊危険地区	18
地滑り危険地区	1
崩壊土砂流出危険地区	16

#### (2) 災害に強い都市基盤の整備方針

災害が万が一発生した場合に市民の生命・財産を守るため、「砂川市強靱化計画（令和3年3月策定）」と整合を図りながら、避難・救助活動に対応する避難路や災害時における重要な防災拠点となる避難施設の整備、災害発生時の円滑な都市生活を保障するためのライフラインの確保など、災害に強い都市づくりに向けた都市基盤等の整備に努めます。

##### 砂川市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と砂川市の社会経済システムを守る
- (2) 砂川市の強みを活かし、国・道全体の強靱化に貢献する
- (3) 持続可能なまちを構築する